

第2期  
矢巾町  
教育振興  
基本計画

令和3年4月  
矢巾町教育委員会

## はじめに

国においては、平成18年12月に改正された教育基本法第17条第1項で、政府が国の教育の振興に係る基本的な計画を定めることが規定されました。これを受けて、平成20年7月には「教育振興基本計画」が策定されました。

また、同条第2項において、「地方公共団体は、前項の計画（国の計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされました。

一方、教育行政の推進におきましては、平成27年4月1日に施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、教育委員会の果たすべき役割と責任を十分に自覚するとともに、新たに設置された「総合教育会議」においては、町民の皆様の期待に応える教育行政を推進するため、町長と連携して真摯に取り組んできているところであります。

そのような中、平成28年2月に矢巾町教育大綱を策定し、町の目指すべき教育の実現に取り組んできたところです。この矢巾町教育大綱が令和元年度末をもって終了することから、新たに令和2年3月に開催されました矢巾町総合教育会議において、町政全体として教育や人材育成に取り組むための基本方針や施策の方向性を確認したいわゆる第2期矢巾町教育大綱が制定されたところであります。

このようなことを踏まえ、「第2期矢巾町教育振興基本計画」は、法令の規定に基づき、改正教育基本法の理念や国の「教育振興計画」並びに「矢巾町民憲章」、「矢巾町教育目標」、「第7次矢巾町総合計画」、矢巾町総合教育会議において策定された大綱を踏まえて、教育の振興のための第2期の基本計画として定めたものです。

教育を取り巻く様々な社会環境の変化は、家族形態の変容やライフスタイルの多様化、地域コミュニティにおける人間関係の希薄化に起因して、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。社会全体で子どもの学びや成長を支えるため、学校・家庭・地域には、一体となった教育支援の取り組みや地域活動の担い手となる人材の育成に取り組んでいかなければなりません。そして、SDGsの目標である「質の高い教育をみんなに」の実現のため、子どもの特性に寄り添い、誰一人として取り残さない取り組みを継続する必要があると考えております。

矢巾町においても、将来を担う子どもたちがお互いの尊厳を認め合い、いじめのない学校や社会をつくりあげ、自分や他人の命を大切にするとともに、将来への希望を大きくふくらませ、矢巾で育ったことに誇りを持ち、協働の力で郷土の発展に尽くすよう、また、生涯にわたり心豊かで充実した生活を送ることができるよう、「時代を拓き次代につながる人づくり」を基本目標にすえ、矢巾町教育振興基本計画に基づき、矢巾町の教育行政の推進に取り組んでまいります。

令和3年4月1日

矢巾町教育委員会

教育長 和田 修

## 目 次

はじめに .....	1
第1章 計画策定に当たって .....	3
1 第2期矢巾町教育振興基本計画の策定 .....	3
(1) 計画策定の趣旨 .....	3
(2) 計画の期間 .....	3
2 国・県の教育施策の動向 .....	3
(1) 国の教育施策の動向 .....	3
(2) 県の教育施策の動向 .....	4
3 第1期矢巾町教育振興基本計画の施策の指標の評価 .....	4
第2章 施策の大綱 .....	10
1 矢巾町民憲章 .....	10
2 矢巾町教育目標について .....	10
3 第7次矢巾町総合計画等との関連 .....	10
(1) 第7次矢巾町総合計画（後期）との関連 .....	10
(2) 第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画との関連 .....	11
4 基本目標 .....	11
(1) 現 状 .....	11
(2) 基本目標 .....	12
5 施策の大綱 .....	12
(1) 児童福祉の充実 .....	12
(2) 学校教育の充実 .....	12
第3章 具体的な施策 .....	13
1 児童福祉の充実 .....	13
(1) 現状と課題 .....	13
(2) 具体的な施策及び指標 .....	13
2 学校教育の充実 .....	14
(1) 現状と課題 .....	14
(2) 具体的な施策及び指標 .....	15
【施策体系図】 .....	20

## 1 第2期矢巾町教育振興基本計画の策定

### (1) 計画策定の趣旨

平成18年12月に教育基本法（昭和22年法律第25号）が改正され、国において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、教育の振興に関する基本的な計画を定めることが規定されており、これまで、平成20年に教育振興基本計画、平成25年に第2期教育振興基本計画、平成30年に第3期教育振興基本計画が策定されています。また、同法において、地方公共団体は国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めることが規定されています。

この教育基本法の理念に基づき、本町では平成28年4月に「第1期矢巾町教育振興基本計画」を策定し教育の充実に取り組んできました。「第2期矢巾町教育振興基本計画」は、改正教育基本法の理念や国の「教育振興基本計画」並びに「矢巾町民憲章」、「第7次矢巾町総合計画」、矢巾町総合教育会議において策定された教育大綱、「矢巾町教育目標」を踏まえて、教育の振興のための基本計画として定めるものです。

なお、令和2年4月の機構改革により社会教育課から文化スポーツ課となり町長部局となったことから、学校教育課、子ども課、学校給食共同調理場について決めました。

### (2) 計画の期間

この計画は第7次矢巾町総合計画（平成28年～令和5年度）と最終目標年度を同じくするため、令和3年度を初年度とし令和5年度を最終目標とした3か年間の計画とします。なお、国、県及び町の教育に関する施策の変更や社会情勢の変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 2 国・県の教育施策の動向

第2期矢巾町教育振興基本計画は、次の国及び県の教育施策の動向を踏まえ、整合性を図りつつ策定しました。

### (1) 国の教育施策の動向

#### ア 教育基本法の改正

平成18年12月に改正された教育基本法において、地方公共団体の教育振興基本計画の策定が努力事項として掲げられました。

#### 教育基本法の一部抜粋

##### （教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

#### イ 第3期教育振興基本計画

平成30年6月に策定された教育振興基本計画では、今後5年間に政府が取り組むべき教育政策の目標と施策群として、次の項目が掲げられました。

#### 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

##### 《主として初等中等教育段階》

① 確かな学力の育成

② 豊かな心の育成

③ 健やかな体の育成

##### 《主として高等教育段階》

④ 問題発見・解決能力の修得

##### 《生涯の各段階》

⑤ 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

- ⑥ 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
- 2 社会の持続的な展開を牽引するための多様な力を育成する
  - ⑦ グローバルに活躍する人材の育成
  - ⑧ 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成
  - ⑨ スポーツ・文化等多様な分野の人材育成
- 3 障害学び、活躍できる環境を整える
  - ⑩ 人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進
  - ⑪ 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進
  - ⑫ 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進
  - ⑬ 障害者の生涯学習
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
  - ⑭ 家庭の経済状況や地理的条件への対応
  - ⑮ 多様なニーズに対応した教育機会の提供
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する
  - ⑯ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等
  - ⑰ ICT 利活用のための基盤整備
  - ⑱ 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備
  - ⑲ 児童生徒等の安全の確保
  - ⑳ 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革
  - ㉑ 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化

(2) 県の教育施策の動向

平成 22 年 3 月に策定された「岩手の教育振興」は、平成 21 年 12 月に策定された「いわて県民計画」に掲げられた教育施策のうち、教育委員会が所管する分野の今後 10 年間の基本方向について、より理解を深めるためのガイドラインとして示されたものです。

その中では、「みんなではぐくむ学びの場いわて」の実現に向けて、県民、教育関係者、行政が一体となって取り組んできました。「岩手県教育振興計画」の計画期間が平成 30 年度で終了することに伴い、平成 31 年 3 月に新たな教育振興の取り組みの指針となる「岩手県教育振興計画」が策定され、令和 5 年までの 5 年間の具体的な施策として、次の 8 項目が示されています。

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| ① 岩手で、世界で活躍する人材の育成 | ② 確かな学力の育成            |
| ③ 豊かな心の育成          | ④ 健やかな体の育成            |
| ⑤ 特別支援教育の推進        | ⑥ いじめ問題・不登校対策への確かな対応  |
| ⑦ 学びの基盤づくり         | ⑧ 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進 |

3 第 1 期矢巾町教育振興基本計画の施策の指標の評価

(1) 学校教育の充実

第 1 期矢巾町教育振興基本計画の最終年度となる令和 2 年度の目標値については、新型コロナウイルス感染症対策により今年度実施できなかった指標項目もあったことから、令和元年度の数値で評価している項目があります。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和元年度）
全国学力・学習状況調査 県平均に対する町平均の割合	小学校 100% 中学校 103%	小学校 104% 中学校 103%	小学校 100% 中学校 99%

・新型コロナウイルス感染症対策のため調査実施しなかったことから令和元年の数値で比較しました。ほぼ県平均と同じ数値でしたが目標達成できませんでした。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和元年度）
岩手県学習定着度状況調査 県平均に対する町平均の割合	小学校 99%	小学校 104%	小学校 101%
	中学校 105%	中学校 105%	中学校 96%

・新型コロナウイルス感染症対策のため調査実施しなかったことから令和元年の数値で比較しました。小学校においては県平均以上でしたが小学校、中学校共に目標達成できませんでした。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
学校適応支援員の適正配置	4 人	必要に応じた適正配置	7 人
特別支援教育支援員の適正配置	5 人	必要に応じた適正配置	8 人

・令和 2 年度任用が実績値のとおりとなっています。平成 27 年度当時と比較した場合大幅な増員となっていることから目標達成できたものと考えます。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
図書事務補助員の適正配置	3 人	必要に応じた適正配置	3 人

・令和 2 年度任用が実績値のとおりとなっており、必要に応じた適正配置の範囲内と思われることから、目標達成できたものと考えます。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
学校給食への町内農産物の利用割合	56.5% （平成 26 年度）	57.0%	50.7%

・農産物に関しては天候に大きく左右されることが多いことから、目標達成はできませんでした。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
ボランティアによる防犯活動従事者数（スクールガード登録者数）	170 人	180 人	166 人

・各学校において努力してもらっていますが、地域の人材不足等が大きな原因のため、目標達成できませんでした。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
ソーシャルワーカーによる支援実施学校数		制度開始後設定	3 校

・令和 2 年度現在町内の中学校 2 校、小学校 1 校を対象に、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題解決に向けて支援していることから、目標達成できたものと考えます。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
防犯指導スキルアップ研修の教職員受講率		100%	100%

・全ての学校で取り組んでおり目標達成することができました。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
教育施設の長寿命化実施率		公共施設等総合管理計画策定後に設定	公共施設等総合管理計画策定後に設定

・令和 2 年度に策定された矢巾町学校教育施設長寿命化計画に基づく計画的な老朽化対策のほか、日常的な施設・設備点検の徹底と小規模修繕に早急に対応し、児童生徒が安全な環境で安心して学ぶことが出来るよう、施設の適切な維持管理に努めます。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
小学校 CRT 検査の全国比	105%	105%	108%

・各学校で指導のあり方を工夫・改善し、学ぶ意欲を持って学び続けさせ、学力を定着させて行けるよう努力した結果、目標達成することができました。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
町費による非常勤支援員等の配置	7 人	7 人	18 人

・毎年各学校の状況を的確に把握した結果、目標達成することができました。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
不登校児童生徒数	小学校 2 人 中学校 16 人	小学校 1 人 中学校 14 人	小学校 4 人 中学校 31 人

・不登校児童生徒数は年々増加傾向にあり、理由としては、ゲームによる昼夜逆転により登校が出来なくなる児童生徒が多く目標達成できませんでした。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
児童生徒の読書冊数	小学校 15.3 冊 中学校 2.7 冊	小学校 17.0 冊 中学校 4.2 冊	小学校 15.1 冊 中学校 4.8 冊

・学校や図書事務補助員と連携を図った結果、中学校については目標達成することが出来ましたが、小学校については目標達成することができませんでした。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
児童生徒の体力運動能力で全国平均以上	31.3%	80%	74%

・新型コロナウイルス感染症対策のため全校実施できなかったことから、実施校のみでの数値で比較したため目標達成できませんでした。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
学校評価を踏まえ運営改善に取り組む学校	100%	100%	100%

・目標値については全ての学校が実施していることから、目標達成できました。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
いじめ調査を複数回実施している学校	100%	100%	100%

・全ての学校が児童生徒及び保護者を対象としたアンケート調査を複数回実施していることから目標達成できました。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
教員の不適切な指導の毎月点検	100%	100%	100%

・各学校において毎月点検していることから、目標達成できました。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
年 2 回の家庭学習強化月間の設定	100%	100%	100%

・全ての学校が取り組んでいることから、目標達成することが出来ました。

以上が施策の指標に対する評価ですが、目標値達成できなかった項目に対しては各学校と連携を図りながら目標値達成のため取り組みます。また、達成できた項目についても、今後未達成とならないよう取り組みます。

(2) 青少年の健全育成

第 1 期矢巾町教育振興基本計画策定時（平成 28 年 4 月）は、教育委員会に社会教育課があり各施策の指標を示しておりましたが、令和 2 年 4 月の機構改革により文化スポーツ課となり町長部局となったことから、第 2 期矢巾町教育振興基本計画では施策の指標に対する評価のみとします。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
教育振興運動の実践活動地域数	44 地域	44 地域	42 地域

・児童数の減少や、子ども会が一緒に活動することになったことから、目標達成できませんでした。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
青少年育成団体数	3 団体	3 団体	

・青少年指導者協議会が会員の高齢化により解散し、1 団体減となったことから、目標達成できませんでした。

(3) 生涯学習の充実

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
各種講座開催数	7 回（平成 26 年度）	12 回	5 回

・新型コロナウイルス感染症対策により講座開催が出来なかったことから、目標達成できませんでした。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和元年度）
まちづくり出前講座実施件数	29 件（平成 26 年度）	37 件	16 件

・新型コロナウイルス感染症対策により令和2年度は開催できませんでした。令和元年度と比較すると事業のPR等の不足により目標達成できませんでした。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
各種活動サークル数	70 団体	78 団体	73 団体

・メンバーの高齢化等により解散するサークルが多かったことから、目標達成できませんでした。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
図書館の蔵書数	45,000 冊	90,000 冊	66,905 冊

・潤沢な予算の中で購入することができましたが目標達成できませんでした。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
生涯学習に関する研修実施地区数	35 地区	38 地区	39 地区

・各地区の協力により目標達成することができました。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和元年度）
公民館振興大会の開催	4 地区各年 1 回	4 地区各年 1 回	4 地区各年 1 回

・新型コロナウイルス感染症対策により令和2年度は開催できませんでした。令和元年度と比較すると目標値を達成することができました。

(4) スポーツ・レクリエーションの充実

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和元年度）
町民スポーツ大会年間参加者数	2,054 人 （平成 26 年度）	2,050 人	1,932 人

・新型コロナウイルス感染症対策により令和2年度は開催できませんでした。令和元年度と比較すると多くの町民が参加するイベントとして目標達成できませんでした

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和元年度）
各種教室参加者数（充足率）	86% （平成 26 年度）	90%	74.6%

・新型コロナウイルス感染症対策により令和2年度は開催できませんでした。令和元年度と比較すると企画する教室の内容によって充足率に変化があるものの令和元年度は 11 教室（メインは児童の運動習慣定着のため）から充足率を算定しています。新規教室としてアウトドア体験教室やヒップホップダンス教室など、行った教室が新規ということもあって充足率が低くなったことが原因から、目標達成できませんでした。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和元年度）
県民体育大会出場種目数	20 競技 （平成 26 年度）	22 競技	20 競技

・新型コロナウイルス感染症対策により令和2年度は開催できませんでした。令和元年度と比較する

と各種競技人口が減少する中で現状維持することができましたが、目標達成はできませんでした。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和元年度）
町民総合体育館の稼働率	100%	100%	100%

・新型コロナウイルス感染症対策により、令和元年度と比較すると目標達成することができました。

(5) 文化・芸術活動の推進

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
芸術文化協会加入者数	団体 42 団体 個人 6 人	団体 42 団体 個人 6 人	団体 38 団体 個人 4 人

・メンバーの高齢化により、退会する団体があったことから、目標達成できませんでした。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和元年度）
自主事業年間入場率	48%（平成 26 年度）	60%	50.6%

・新型コロナウイルス感染症対策により令和元年度と比較すると、田園ホール自主事業として 12 事業行い、事業によっては入場率 100%の事業もありましたが、目標達成できませんでした。

(6) 文化財の保護と活用

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
指定文化財数	43 件	43 件	43 件

・町内に存在する文化財の調査を行い、必要に応じて指定をすることにより、目標達成することができました。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
ボランティアガイド登録者数	6 人	15 人	9 人

・新規登録もありましたが、高齢等により登録解除する者も出てきており、登録者数は伸び悩んでいることから、目標達成できませんでした。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和元年度）
歴史民俗資料館入館者数	2,205 人	2,500 人	2,085 人

・新型コロナウイルス感染症対策により令和 2 年度は激減し比較できないことから令和元年度と比較すると、現状値である平成 27 年度付近に矢巾町徳丹城春まつり時の無料開放による入館者数が一時的に大幅に増加しましたが、その後、平年並みの入館者数となってしまったことが原因から、目標達成できませんでした。

【施策の指標】

指標項目	現状値(平成 27 年度)	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
史跡徳丹城跡の整備計画	第 1 次整備完了	第 2 次整備実施設計着手	第 2 次整備着手済み

・令和 2 年度より第 2 次整備を 5 か年計画で開始していることから目標達成できました。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
史跡徳丹城跡の調査面積（進捗率）	44,097 ㎡ (27.15%)	46,088 ㎡ (28.38%)	44,097 ㎡ (27.15%)

・平成 27 年度からの第 6 次 5 年計画において調査を実施する予定でしたが、同計画で作成することとしていた総括報告書の作成期間が延長になったことから調査を実施することができなかったことから、目標達成できませんでした。

【施策の指標】

指標項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（令和 2 年度）	実績値（令和 2 年度）
周知遺跡登録数	162 カ所	162 カ所	162 カ所

・目標値 162 カ所に対し 162 カ所と目標達成することができました。

以上が施策の指標に対する評価となります。

## 第 2 章 施策の大綱

### 1 矢巾町民憲章

わたくしたちの町 岩手の山なみをながめ  
 南昌のふもと 北上の流れに憩う美しい町  
 わたくしたちは今 この町の光と風と父祖の足跡を受けつぎつ  
 和といたわりと希望の町をめざし この憲章を掲げます  
 この憲章のもと 老いも若きも手をたずさえ  
 日を月を年を重ねて たくましく生きぬくことを誓います  
 一、みどり豊かな自然を愛し 清らかな町づくりに努めます  
 一、すすんで教養を身につけ 郷土の芸術文化をたかめます  
 一、体力をつよめ 話し合いを大切にする 明るい家庭をつくります  
 一、公共心を育て 思いやりときまりのある生活をします  
 一、働くことに喜びをもち 希望にみちた町の開発にはげみます

（昭和 51 年 10 月 25 日制定）

### 2 矢巾町教育目標について

「21 世紀に向かって」という言葉が文中にあることから 20 世紀後半（制定時期は不明）に制定されたと思われますが、矢巾町教育目標は、次のように述べられています。

遠く縄文の時代から、人と自然との交流の中で田園都市としての個性を形成してきた矢巾町は、（21 世紀に向かって、）うるおいに満ちた田園の特性と都市の機能を豊かに調和させ、田園都市としての特性を生かした町づくりを目指す「和といたわりと希望の町」です。このような町づくりに貢献する人間の育成が教育の重要な課題となります。そこで、健康で明るく豊かな町民の育成を願って、この目標を設定しました。

#### ① 深い知性と心豊かな人

豊かな教養を身に付け、合理的に物事を考え、郷土の開発や社会の進展に機敏に対処でき、郷土の芸術文化を高め、思いやりに満ちた気品あふれた町民。

#### ② 協力的で責任感の強い人

正義を愛し、よりよい社会の発展のために力を合わせ、粘り強く事の処理をする町民。

#### ③ 心身たくましく実践力のある人

健康の保持・増進に努め、働く喜びとたくましさに満ちた国際性に富んだ町民。

### 3 第 7 次矢巾町総合計画等との関連

#### （1）第 7 次矢巾町総合計画（後期）との関連

本町では、平成 28 年度から令和 5 年度までを計画期間とし、「希望と誇りと活力にあふれ 躍動す

るまち やはば」を基本理念とした「第7次矢巾町総合計画」が策定されており、令和2年度からはその後期計画がスタートしました。総合計画では、まちづくりの基本理念を受け、さらに町民憲章に掲げる「和といたわりと希望の町」の実現を目指し、まちの将来像として次の四つを掲げています。

- ・ ひとを豊かに育み見守るまち “将来を担うひとの創造”
- ・ 自然とひとが共生するまち “将来に誇れるまちの創成”
- ・ 持続的な力を蓄え活力あるまち “将来の活力につながるしごとの創出”
- ・ みんなでつくる協働のまち “将来にわたり躍動する力の創生”

さらに、まちの将来像の実現に向け、まちづくりの方針いわゆる施策の大綱を次のとおり定めています。

- ・ 健やかな生活を守るまちづくり
- ・ 利便性と発展性を高めるまちづくり
- ・ 産業の活力を高めるまちづくり
- ・ 安心と信頼が寄せられる行政経営
- ・ 時代を拓き次代につながるひとづくり
- ・ 快適性と安全性を高めるまちづくり
- ・ 豊かな生活環境を守るまちづくり

この「第7次矢巾町総合計画後期基本計画」のうち、教育委員会が関係する項目は、次のとおりです。

- 「健やかな生活を守るまちづくり」
- 児童福祉の充実
  - ①子ども・子育て支援の充実 ②児童虐待防止体制の充実
- 「時代を拓き次代につながる人づくり」
- 学校教育の充実
  - ①知・徳・体のバランスを重視した教育の推進 ②計画的な施設更新整備
  - ③適応支援及び特別支援の充実 ④学校給食費の公会計化 ⑤矢巾型コミュニティ・スクールの導入
  - ⑥奨学金制度の見直し ⑦スクールバスの導入 ⑧学校規模適正化の検討

## (2) 第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画との関連

「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援を実施するため、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間として策定されました。

基本理念「次世代はばたけ 矢巾 ～夢・未来・創造 次世代が主役のまちづくり～」を掲げ、次の3点を基本目標として計画を推進していきます。

- ・ 基本目標(1) 安心して子どもを産み、育てることができるまち
- ・ 基本目標(2) 子どもたちが健やかにのびのび育つまち
- ・ 基本目標(3) 子どもと子育て家庭を温かく支え、見守るまち

## 4 基本目標

### (1) 現状

本町においては、岩手医科大学および附属病院の移転に伴う交流人口の増加や宅地開発等による環境の変化、高度情報化、生活習慣の多様化、核家族化、少子化など社会環境の変化を背景に、子どもたちが校外で遊ぶ機会や幅広い年齢の人々と触れ合う機会が減少しています。家庭や地域で培ってきた社会性や道徳心、自立心などを身に付けることが困難になっているという意見があります。そのため、学校、家庭、地域の連携・協働により子どもを育てていくことができる地域づくりが必要となっています。

また、近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的生活習慣の育成などに課題を抱える家庭が増加するなど、家庭の教育力の低下が指摘されています。家庭の役割を明確化するとともに、家庭の教育力の向上に向けた支援が必要となっています。

いじめや不登校など、学校における課題解決に向けた取り組みはますます重要となっています。関係機関との緊密な連携もと、子どもの権利の保障と平等な教育機会の確保という観点から、適切に対応できる体制整備が求められています。

また、障がいのある子どもが地域で共に学ぶインクルーシブ教育の充実、増加傾向にある外国籍の子どもの日本語習熟度の差への対応、虐待を受けた子どもへの対応など、課題は多様化・複雑化しており、

学校や教職員を適切に支援できる体制づくりが求められています。

## (2) 基本目標

多様な人々がともに暮らす社会にあっては、人権尊重の理念を正しく理解し、生命を大切にし、社会生活の基本ルール、善悪の判断や思いやりの心を身に付け、社会に貢献する精神を育むことが求められます。変化の激しいこれからの社会を生き抜くために、子どもたちに確かな学力を身に付けさせることが大切です。

矢巾町においても、第7次矢巾町総合計画の基本理念「希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまちやば」及び矢巾町民憲章に掲げる「和といたわりと希望の町」「心豊かで文化を育む人づくりのまち」の実現に向けて、「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」の育成を基本目標に、教育の施策の大綱を策定することとします。

この施策の大綱は、これまでに培われてきた本町の教育の実績を踏まえ、町民のニーズや社会情勢の変化等を念頭におき、新たな課題を明らかにしながら、基本目標を目指し、今後の本町の学校教育を推進するための基本指針として、総合教育会議において策定したものです。

## 5 施策の大綱

### (1) 児童福祉の充実

社会環境の変化により核家族や共働き等が増え、多様化する子育てニーズに対応するため、適切な教育・保育サービスの提供体制の確立、相談機能の充実、子育て支援ネットワークによる支援体制の充実に努めます。

#### ア 子ども・子育ての充実

子育て支援ネットワークにより、地域全体で子育てを支援する体制を強化し、妊娠期から子育て期全般に渡る切れ目のない支援を強化します。さらに、子育て支援情報の提供を充実させ、子育てにやさしい地域づくりを推進します。

#### イ 児童虐待防止体制の充実

関係機関との連携を強化し、専門職員等の配置により安心して相談できる体制を整備します。また、児童虐待防止に関わる知識の普及啓発に努め、子ども自身が自らSOSが出せるような環境づくりに努めます。

#### ウ 幼保小連携の推進

児童が安心して意欲的に小学校生活を過ごすことができるよう、「矢巾町幼保小接続プログラム」に基づいた、幼稚園・保育所等と小学校の連携を密にし、幼児期の教育の成果を生かした学習を展開します。

### (2) 学校教育の充実

児童生徒の教育にあたっては、自ら考え、進んで行動するたくましく生き生きとした人間を育てることを目指し、家庭、地域社会、学校が一体となって学校環境の充実を図るとともに、学校適応支援員や特別支援教育支援員を継続的に配置します。

また、学校において、「いじめの見逃し〇」<sup>ゼロ</sup>を掲げ、いじめの早期発見と早期対応に努め、学校全体での情報共有と、学校と教育委員会との連携による組織的な取り組み体制により、児童生徒に寄り添う対応を引き続き行ってまいります。

#### ア 確かな学力の育成

各学校が学力向上の具体的な目標を設定し、諸調査の結果分析等による授業改善や教員の指導力の向上に努め、児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とこれらを活用する力の育成に努めます。

#### イ 豊かな心の育成

豊かな感性や情操を育む教育の充実に努め、好ましい人間関係を築ける協調性や進んで人を助けるなどの基本的な道徳観の育成を図るため、家庭や地域と連携して取り組みます。また、学校不適応対策として、教育相談体制の一層の充実や学校間の連携を強化しながら、問題行動等の未然防止に取り組みます。

#### ウ 健やかな体の育成

近年、運動する児童生徒とそうでない児童生徒の二極化傾向が見られます。そこで、生涯にわたって運動に親しむ資質能力を育てることや体力の向上を図ることをねらいとして、教科としての体育科や保健体育科では、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動部活動など相互に連携させながら、学校教育全体として健やかな体を育むことに取り組みます。

#### エ 地域と学校との連携・協働の推進

地域と学校が協働で子どもたちの9年間を一貫して見守り、育てていくために、町民や保護者等が当事者として学校運営に参画できる体制の確立と、地域とともに課題解決に向けた取り組みを進めていきます。

### 第3章 具体的な施策

本町教育振興の基本目標「時代を拓き次代につながる人づくり」の実現に向けて、以下の2項目を基本施策とし、総合的に施策の展開を図ります。

#### 1 児童福祉の充実

##### (1) 現状と課題

社会環境の変化により、核家族や共働き世帯が増加しております。これに伴い、家族形態が多様化し、それぞれのニーズに対応した子育て支援が必要となっております。そのため、適切な教育・保育サービスの提供体制の確立、相談機能の充実、子育て支援ネットワークの形成、子育てに関する情報提供などの支援体制を充実することが求められています。本町では「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、小規模保育施設の開所による待機児童の解消への取り組みのほか、子育て支援環境の充実に努めてまいりました。今後も、女性の就業率増加により、さらに高まることが想定される子育てニーズに対応する取り組みが必要です。

また、子どもが安心して学校生活を過ごすことができるよう、就学前から地域における子育て支援の取り組みが必要となっております。関係機関と幼稚園・保育所等・小学校が連携し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ることが重要です。

##### (2) 具体的な施策及び指標

###### ア 子ども・子育ての充実

###### ○第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画の推進

事業計画に基づき、本町の児童福祉や子ども・子育て支援の充実を図るとともに、子育てニーズの継続的な把握に努めます。

###### ○子育て支援の充実

教育・保育事業の充実により、地域全体で子育てを支援する体制強化を図るほか、子育て支援の情報提供を充実させ、子育てにやさしい地域づくりを推進します。保育施設等の整備や人材確保の取り組みにより、保育環境のさらなる充実に努めます。

###### ○町立保育園における保育体制の充実

町立保育園のあり方を検討する委員会を設置し、学識経験者や関係者を交え、医療的ケア児や病児の受け入れ等、「セーフティネット」としての園の役割や特徴のある保育事業の実施について検討し、

子育て支援環境の充実に努めます。

#### ○地域における子育て支援の推進

子育てにおける安全確保を図るため、地域での子育て相互支援活動を推進します。

##### 【主な事務事業】

- ・私立保育園等施設整備費補助金の交付による保育施設環境の整備
- ・保育士等の奨学金助成制度の実施による処遇改善
- ・町立保育園のあり方を検討する委員会の設置
- ・子育て支援員研修の開催
- ・ファミリー・サポート・センター事業

##### 【施策の指標】

指標項目	現状値（令和2年度）	目標値（令和5年度）
保育園・幼稚園・こども園の待機児童数	0人	0人
保育士等の奨学金助成制度の利用者	1人	3人
ファミリー・サポート・センター会員登録数	40人	100人

#### イ 児童虐待防止体制の充実

##### ○児童虐待防止と早期発見体制の充実

関係機関との連携強化により相談・支援能力を向上させ、児童虐待防止の啓発と対策の推進に努めます。

##### 【主な事務事業】

- ・要保護児童対策地域協議会の運営
- ・子ども家庭総合支援拠点（児童家庭相談・養育支援訪問・里親支援）事業運営の実施
- ・乳児家庭全戸訪問事業の実施
- ・地域子育て支援拠点事業の実施

##### 【施策の指標】

指標項目	現状値（令和2年度）	目標値（令和5年度）
子ども家庭総合支援拠点の設置	新規設置	継続設置
子育て助け隊の登録者数【累計】	9人	25人

#### ウ 就学前からの切れ目のない子育て支援の充実

##### ○幼保小連携の推進

「矢巾町幼保小接続プログラム」に基づき、幼保小の連携による小学校教育との円滑な接続体制を推進し、学校、地域、家庭が一体となった子どもの育成に取り組みます。

##### 【主な事務事業】

- ・学校、幼稚園、保育園、認定こども園等との連携
- ・未就学児ことばの教室運営事業
- ・気になる子どもへの支援及び教育支援委員会の充実
- ・特別支援学校との連携
- ・スクールカウンセラーの配置
- ・学校と児童館との連携

## 2 学校教育の充実

### (1) 現状と課題

本町には小学校が4校（徳田小学校、煙山小学校、不動小学校、矢巾東小学校）、中学校が2校（矢巾中学校、矢巾北中学校）あり、小学生1,427人、中学生736人が在学しています（令和3年2月1日現在）。児童生徒の教育に当たっては、自ら考え、進んで行動するたくましく生き生きとした人間を育てることを目指しています。

児童生徒数は町全体では横ばいで推移しています。学校毎で見た場合、煙山小学校が増加、中学校2校が横ばい、徳田小学校、不動小学校、矢巾東小学校が減少傾向となっています。このように学区による児童生徒数の偏りが生じていることから、今後、将来を見据えた学校教育環境の確保のため、学校通学区区域審議会を開催し、適正な学校規模の検討が必要となっています。学校施設は、徳田小学校が国指定史跡徳丹城跡内に立地しているため、移転改築に取り組む必要があり、その他の学校については、校舎内外、体育館及びプール施設等の老朽化が見受けられることから、大規模改修等、計画的に老朽化対策を進める必要があります。

児童生徒の状況は、小学校、中学校ともに不登校児童生徒が増加傾向にあり、その要因を正しく把握し、早期の対策を取ることが求められています。本町では、いじめの防止等に関係する機関等との連携を図るため「矢巾町いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ対策を推進しているほか、各学校においていじめアンケート調査の実施や「いじめの見逃し0」を掲げ、早期発見、早期解決に取り組むことでいじめのない学校環境の確立に努めています。

本町の学校給食は、平成16年4月から共同調理場において給食を提供していますが、食材の地産地消を進めるため、町内生産者等の協力を得て町内農産物の使用に努めています。施設や設備が完成後15年以上経過し、更新や補修が必要となっていることから、計画的な施設、機器の更新に努めます。また、安全・安心な学校給食を安定的に提供していくため、民間等の専門知識、技術、経験を活用した業務の効率化を図り、運営体制の充実を目指します。

このような状況を踏まえて、学校・家庭・地域がそれぞれの役割をお互いに理解し、共通認識のもとに、一体となって「確かな学力の育成」と「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」といった知・徳・体の調和のとれた子どもの育成に取り組む必要があります。

## (2) 具体的な施策及び指標

### ア 知・徳・体の調和のとれた子どもの育成

#### ○確かな学力の育成

##### 1) 確かな学力の保障

- ・基礎・基本の定着を図るとともに、それまでに学んできたことを活用して課題を解決する力や自ら進んで学習に取り組む態度を育みます。
- ・学校や図書事務補助員と連携を図りながら、児童が興味を持つような学校図書の充実を図り、児童生徒の読書冊数の増加に取り組めます。

##### 2) 学習に取り組む態度

- ・基礎・基本の定着を図るとともに、それまでに学んだことを活用して課題を解決する力や自ら進んで学習に取り組む態度を育みます。

##### 3) ICTの積極的活用

- ・GIGAスクール構想による一人一台端末を活用した学習の充実を図ります。

##### 4) キャリア教育の推進

- ・変化する社会の中で、子どもたちが希望をもって、自立的に自分の未来を切り拓いて生きていくために、変化を恐れずに、変化に対応していく力と態度を育てます。

##### 5) 英語教育の推進

- ・新学習指導要領にもとづいて小学校5・6年で教科となっている英語教育や、小学校3・4年で実施されている外国語活動に対応するため、英語指導助手、外国語活動支援員等の配置を継続し、指導体制の充実に努めます。

##### 6) 学びを継続させるための経済的な支援

- ・小中学校における要保護・準要保護世帯への就学援助の支給やクラブ活動での各種大会参加費補助を引き続き行い、児童生徒が安心して目標に向かって活動できる環境を整備します。
- ・奨学金制度は、これまでの貸与型奨学金に加え、給付型奨学金を創設しましたので、今後、2種類の奨学金を効果的に運用し、経済的な困窮により学びの継続を諦めることのない制度として進めます。

#### 【主な事務事業】

- ・紫波郡地方教育委員会連絡協議会学校公開
- ・小学校、中学校における外国語活動支援
- ・奨学金事業
- ・児童生徒各種大会参加費補助金
- ・要保護・準要保護就学援助事業

#### ○豊かな心の育成

##### 1) 道徳教育の充実

- ・生命を尊ぶとともに、してはならないことはしないといった倫理意識などの確立の根底となる道徳教育の充実を図ります。

##### 2) いじめ・不登校対策への対応

- ・各学校において「いじめの見逃し<sup>ゼロ</sup>」を掲げ、アンケート等の実施により、いじめの早期発見、早期解決に努めます。
- ・学校ネットパトロールを継続し、インターネット等による被害の防止に努めます。

##### 3) 児童生徒個々の状況に応じた指導の充実

- ・適応支援員及び別支援教育支援員の配置を引き続き行い、学校での学習面・生活面の支援の強化を図ります。

##### 4) 持続可能な開発のための教育（SDGs）の推進

- ・「質の高い教育をみんなに」に取り組み、児童生徒ひとりひとりにとって最適な教育を「誰一人として取り残さない」の理念のもと、教育委員会と各小中学校が連携しながら取り組みます。

##### 5) 生徒指導の充実

- ・学校において、「社会で許されないことは学校でも許されない」という毅然とした姿勢で、児童生徒一人一人に寄り添った指導を組織的に推進していきます。

##### 6) 学校不適應への対応

- ・教育相談体制の一層の充実や関係機関との連携を図りながら、不登校児童生徒の縮減、問題行動等の未然防止に取り組みます。

##### 7) 教育相談機能の充実

- ・教育問題相談員やスクールカウンセラーが、身近なところの児童生徒や家庭が抱える課題について幅広く相談に乗るほか、関係課と連携を図りながら専門機関の情報提供を行います。

#### 【主な事務事業】

- ・道徳教育研修会の開催
- ・各学校におけるいじめ対策会議の実施
- ・SNS等ネット被害の防止
- ・学校不適應児童生徒への対応
- ・学校支援員の充実
- ・「こころの窓」の開設
- ・持続可能な開発のための教育の推進事業
- ・スクールカウンセラーの配置（岩手県教育委員会事業）
- ・小中連携推進会議等の開催

#### ○健やかな体の育成

##### 1) 学校体育の充実

- ・教員の体育の授業力向上に努めるとともに、地域のスポーツ指導者や大学生の活用により、体育活動の充実に努めます。
- ・児童生徒の体力向上のため、心身の健康保持増進を図りながら、運動能力向上に努めます。

##### 2) 学校給食施設の整備

・安全・安心な給食を安定的に提供するため、経年劣化が見られる施設や機器、備品の修理、更新を定期的に図ります。

3) 安全な食材の使用及び地産地消の推進

・食材の放射能検査を継続するとともに、町内産の農産物を積極的に学校給食に活用します。

4) 食物アレルギーへの対応

・保護者、学校、関係機関と密接な連携のもと、対象者の情報を共有し、出来る限り除去食等の対応を行うとともに、教職員のアレルギー対応研修等により、対応力の向上を図り、事故防止に努めます。

5) 学校給食の充実

・給食は成長期の子どもたちの身体づくりを支える大切なものであることから、食育をさらに充実させるとともに、多様な食材を適切に組み合わせ、栄養バランスがとれた、安全・安心でおいしい学校給食を提供します。

6) 学校給食の質の維持

・将来にわたって安定して学校給食提供できる体制を整備するため、調理等の業務の委託に向けて、適切に事業を推進します。

【主な事務事業】

- ・厨房機器の更新・修繕事業
- ・栄養教諭による食に関する巡回指導
- ・食物アレルギー調査の実施及び対象児童生徒との面談
- ・除去食の提供と給食の原材料を詳細に記載した献立表の作成及び提供
- ・矢巾町学校給食運営委員会・学校給食担当者会議等の開催
- ・児童生徒への食育指導

【施策の指標】

指標項目	現状値（令和2年度）	目標値（令和5年度）
全国学力・学習状況調査 県平均に対する長平均の割合	小学校 100%(令和元年) 中学校 99%(令和元年)	小学校 104% 中学校 103%
岩手県学習定着度状況調査 県平均に対する町平均の割合	小学校 101%(令和元年) 中学校 96%(令和元年)	小学校 104% 中学校 105%
ICT 利活用（各クラス 1 日 2～3 回活用している割合）	— —	生徒 90% 教師 90%
道徳教育全体計画の中に学校内の推進体制を含め、別葉を作成している学校の割合	100%	100%
奨学金の貸付者・給付者数	貸与型 17 人 —	貸与型 25 人 給付型 4 人
学校適応支援員及び特別支援教育支援員の配置数	15 人	18 人
不登校児童生徒数	小学校 4 人 中学校 31 人	小学校 3 人 中学校 28 人
いじめ調査を複数回実施している学校の割合	100%	100%
意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合	81%	83%
学校給食への町内産農産物の利用割合	51.7%	57%

イ 適正な学校（教育）環境の整備

○確かな学力の育成

1) 学校規模の適正化

・学校規模及び通学区の適正化については、小学校間で児童数に大きな偏りがあることから、

学校教育環境の確保のため適正な学校規模の適正化に向けて学校通学区審議会を開催し、本町の人口動態を見据えながら、様々な選択肢の検討に着手します。

2) スクールバスの運行

- ・利用者からの要望を参考にして、運行時刻や停留所位置等を改善しながら、令和2年度に引き続き小学校での冬期間の運行について取り組みます。

3) 遠距離通学への補助

- ・遠距離バス利用補助金の対象範囲を令和2年度から見直し対応しておりますので、今後も引き続き取り組みます。

4) SDGsへの取り組み

- ・SDGsの目標である「質の高い教育をみんなに」に取り組み、児童生徒ひとりひとりにとって最適な教育を「誰一人として取り残さない」の理念のもと、教育委員会と町内各小中学校が連携しながら取り組みます。

【主な事務事業】

- ・矢巾町立学校通学区審議会の開催
- ・スクールバスの運行
- ・遠距離通学児童を対象とした補助

【施策の指標】

指標項目	現状値（令和2年度）	目標値（令和5年度）
矢巾町立学校通学区審議会の開催回数		3回
スクールバス利用者数	133人	150人

ウ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の実践

○地域と学校との連携・協働の推進

1) 学校運営協議会の取り組み

- ・地域と学校が協働で子どもたちの9年間を一貫して見守り、育てていくために学校運営協議会を設置しましたので、町民や保護者が当事者として学校運営に参画いただける体制が確立できるように、「地域とともにある学校づくり」や「課題解決に向けた取り組み」を進めることができるよう取り組みます。
- ・地域と学校が一体となった児童生徒の見守りを、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）において検討します。
- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の取り組みについてホームページにおいて、広く町民に対し情報発信します。
- ・地域と学校がより適切で効果的な連携を進めるために、地域学校協働活動に取り組みます。

【主な事務事業】

- ・矢巾町立学校運営協議会
- ・スクールガードによる児童の見守り
- ・ホームページにおける町民に向けた情報発信

【施策の指標】

指標項目	現状値（令和2年度）	目標値（令和5年度）
矢巾町立学校運営協議会の開催回数	3回	5回
ボランティアによる防犯活動従事者（スクールガードの登録者数）	166人	180人
ホームページにおける（コミュニティ・スクールの）情報発信の回数	0回	12回

エ 安全安心な学校教育環境の確保

○確かな学力の育成

1) 防災教育の導入

・自然災害が多発している状況を踏まえ、いつどこで発生するかわからない自然災害について理解を深め、自らの安全を確保する行動や日常の備えができるような防災教育を実施します。

2) 施設の維持・補修

・学校の校舎内外の老朽化が見られることから、計画的な老朽化対策のほか、日常的な施設・設備点検の徹底と小規模修繕に早急に対応し、児童生徒が安全な環境で安心して学ぶことができるよう、施設の適切な管理に努めます。

・現状の教育設備の整備状況を勘案し、さらなる教育設備の整備・充実を図ります。

【主な事務事業】

- ・防災教育の実施
- ・学校施設の維持修繕
- ・学校の教材備品の充実

【施策の指標】

指標項目	現状値（令和2年度）	目標値（令和5年度）
防災教育「そなえる」の授業実践に取り組んだ学校の割合	100%	100%
施設改善要望の実施率	—	100%

【施策体系図】

